

金融庁「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
67	A	権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主要大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経済産業局、財務局)になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。 【参考】 ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。 【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 (認定機関数)(H29.2.6) 全国 25,956機関 広島県 1,186機関 都道府県が中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見照会等、経営革新等支援機関を活用した施策の展開が期待できる。 また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	広島県、中国地方知事会、宮城県	-	-	中小企業等経営強化法に基づく各主要大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行役することとしたい。 本措置は、全国に約385万いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し、事業者支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第44号)によって措置されたもの。 また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の取り込みを図るべき」との提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業・大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体とって行うことが求められている。 そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。	
108	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災証明に係る一連の手続・制度の見直し	「災害に係る住宅の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法」 【被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた認定を可能とする】 【上記2点を、災害に係る住宅の被害認定基準運用指針に明記すること。】 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では震災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、員及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 【被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた認定を可能とする】 【上記2点を、災害に係る住宅の被害認定基準運用指針に明記すること。】 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	「調査手続の簡素化」 1「調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住宅の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待される。 2「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 また、被災証明発行の遅延に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながるかと考えている。 3「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一し、調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。	「災害の被害認定基準」 「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成28年8月内閣府・防災担当)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、津津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日重町、九重町、玖珠町、姫島村	-	-	大規模地震における地震保険の保険金支払いにおいて、損害保険会社は最大限の人的資源を動員することで、被災者に可能な限り迅速に保険金を支払いつつ、被災地以外の通常の保険金支払い円滑に実施する必要がある。本提案のように官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化を招きかねないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、保険契約者保護の観点から実現困難と考えます。 ・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、書類したノウハウも活用できなくなることから、査定業務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたします。更に、損害認定基準の変更により、保険約款、事業方法書の改定が生じた場合、当面の間、補償内容の異なる新旧の地震保険契約が混在することも実務上の混乱を招きかねないものと見られます。 ・査定結果の相互利用を行うことにより、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減先や各種交付金を増やすと見られる恐れが生じかねないこととなり、こうした被害者への対応や再立金の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生することも保険金支払いの遅延につながります。 また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル、教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料引上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。 なお、民間の損害保険会社の保険金支払態勢を公的制度的に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険に関する全ての損害保険会社の理解と協力が不可欠ですが、日本損害保険協会からも、別紙のとおり、地震保険への悪影響が生じかねないとして反対意見を表明しており、民間の損害保険会社による地震保険制度の安定的・効率的な運営の観点からも、本提案を実現することは困難であると考えざるをえません。 【別紙あり】

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考え、地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。 本提案は、都道府県が地域を支える中小企業・小規模事業者等の支援を一元的に行うことにより、中小企業者等の利便性の向上及び中小企業者等の成長促進を図るものであり、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、機関ごと地域ごとのバラツキについては、全国レベルの情報を国が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保できると考える。	-	-	-	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		一次回答で示した理由に加えて、認定支援機関の中には、県外の中小企業者等まで赴いて支援する場合や複数の都道府県を活動エリアとする機関も存在するため、申請を行った所在地においてのみで認定支援機関を管理することは、実態にそぐわないと考えことから、主務大臣による経営革新等支援機関の認定に係る権限は、都道府県知事への委譲を行わず、引き続き、国が行便することとしたい。	4【金融庁】 (1)中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援政策と認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省)
「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案により、「損害保険会社において、システム・教育体制等のインフラの再構築が必要」との指摘はもっともであり、保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知している。 しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者(保険契約者)から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。 そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができるとを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。 2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。 3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係府省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。 4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。	6【金融庁】 (1)災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考しつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省:内閣府及び財務省)